

令和7年度第2回古河市こども未来応援会議
議題2 資料

こどもの意見表明



1.概要及び実施方法

法的根拠 「こども基本法」

(基本理念) 第3条第4項

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)第11条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

KODOMO GRAND DESIGN 重点施策1

- こども/保護者と市や関係機関等との良質な関係構築を目的とし、「双方向性」を重視する。対象者のニーズに応じて、多様な手段を想定し、インターネットも積極的に活用する。
- 意見聴取の対象は、こども分野以外にもまちづくり全般を対象とする。

Opinion(意見)ではなく、View(視点)

児童の権利に関する条約第12条で、「意見を聴かれる権利」を定めているが、その「意見」は、原文(英語)では「View(s)」とある。

これは、言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要との考えにある。

「View(s)」には「視点」のほか、「思い、考え、意見」も含めて幅広いものと考えられている。

「ともに社会をつくるパートナー」として

こどもの意見表明機会を確保することにより、①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

1-3.実施方法

Usually Mode

- 声を挙げにくい子どもでも意見が伝えられる。
- 匿名性に配慮できる。

イ
メ
ー
ジ
画
像



Logoフォームを用い、期間や内容を定めず、毎月いただいた意見に対して、市のHP上で回答する。

個人の悩み相談等については、同ページに各悩み相談箇所のリンクを作成し、個別相談に誘導する。

ご本人の承諾を得たうえで、Active Mode の場において発表することも可とする。

Active Mode

- みんなの前で、ダイレクトに声を届けられる。
- 周りの意見に触発され、相互作用が期待できる。



写
真
は
愛
媛
県
大
洲
市

市が子どもや若者が集う場所（教室や練習場等）に赴き、予め設定したテーマに基づき、意見交換を行う。いただいた意見や回答はHPにて公表する。

年3回以上の開催を目標とし、企画課が所管する「市長がたずねるまちづくり」とのコラボレーションも視野に入れる。

2.周知方法

2.周知方法

古河市子ども計画 2025 - 2029
KODOMO GRAND DESIGN
子ども版

< 子ども計画を学ぼう会 (5) >

小1くん
古河市子ども計画って、なあに？

全員既読 14:38
子ども基本法という法律では、市や町などは、子ども・若者への支援や子育ての支援をするために前もって考えて行動の道筋を立ててね、と書いてあるんだ。それが子ども計画なんだ。

大2さん
そうなんだ。でも、その計画を作るのは大人だし、子どもや私たち大学生たちの意見は取り入れてくれないんでしょ？

全員既読 14:40
そんなことないよ。この計画をつくるために、2,000人以上の子どもからアンケートをとったし、グループインタビューという方法も使って意見を聞いたんだ。もちろん、その大切な意見を取り入れて作っているんだよ。

中3さん
そういうチャンスがあったんだ。参加しなかったな。

全員既読 14:45
大丈夫！子ども基本法では、子どもから意見を聞いてください、と書いてあるので、これからも意見を言えるよ。

精社くん
22歳の社会人。まだまだ子どもです！
僕みたいな人でも意見を言えるチャンスがほしいな。

全員既読 14:51
大丈夫！子ども基本法は、子どもを年齢でくぎってないんだ。この計画づくりでも、働いている大人から意見を聞いているよ。

全員既読 14:53
じゃあ、古河市子ども計画にはどんなことがまとめられているか、古河市が大切に思っていることはなにか、特に力を入れる取り組みはなにか、みていこう！

子ども版・周知動画

古河市子ども計画
KODOMO GRAND DESIGN
2025 - 2029

古河市 KOGA

10月上旬から事業開始予定